

会計参与に関するQ & A

制度調査部
齋藤 純

【要約】

2006年5月にも施行が予定されている「会社法」では、会社の一機関として取締役や執行役とともに貸借対照表や損益計算書などの「計算書類」の作成に携わる、「会計参与」の導入が盛り込まれている。会計の専門家を計算書類の作成に関与させることにより、主に中小会社を対象に、計算書類の適正性・信頼性を高めることが目的とされている。

そもそも会計参与はどのような仕事をするものなのか、計算書類の監査を行う会計監査人とは何が違うのか、なぜ、ここにきて、会計参与制度が設けられることになったのか。本稿では、これらの点について、Q & A形式でまとめることとする。

Q - 1 . 「会計参与」とはそもそもどういう制度で、具体的にどのような仕事をするようになるのか？
会計監査人とは違うのか？

「会計参与」とは、会社の内部で取締役や執行役とともに貸借対照表や損益計算書など、「計算書類」の作成に携わる者のことである。会計の専門家としての会計参与が計算書類の作成に関与することにより、会社の計算書類の適正性・信頼性を向上させることを目的とする。2006年5月にも施行される予定の「会社法」により新しく創設される制度である。

計算書類の適正性・信頼性を高めるといふ役割を担う者としては、既に会計監査人としての公認会計士がいるが、両者の性格や役割は異なる。会計監査人が作成された計算書類を外部からチェックを行うのに対し、会計参与は会社の内部機関として計算書類の作成を行うといったように、その根本的な位置付けが異なる。

また、会計参与の役割は計算書類の作成に留まらない。株主総会において株主から計算書類についての説明を求められた場合には、それに応じる義務があり、作成された計算書類の保存も義務付けられている。計算書類の保存期間は5年間とされており、その間、株主等から閲覧等の請求が行われた場合には、それに応じなくてはならない。

会計参与は、すべての会社が任意に設置することができるが、商法特例法上の大会社では会計監査人の設置が義務付けられており、中会社でも会計監査人を設置することは認められている(会社法では会計監査人の任意設置の範囲が小会社にまで拡大される)。そのため、会計参与は、会計監査人を置いていない中小企業を中心とした設置が想定されており、会計監査人が設置される会社と会計参与が設置される会社とは、自ずと棲み分けられるのではないかと考えられている。

Q - 2 . 会計参与にはどんな人がなれるのか？その設置にあたってはどんな手続きが必要なのか？

会計参与になる資格を有するのは公認会計士又は税理士(監査法人又は税理士法人を含む)とされており、定款に会計参与を設置する旨を定め、株主総会で選任する。ただし、取締役、監査役、執行役及び会計監査人等との兼務は認められない。

会計参与には、公認会計士でも税理士でもなることができることとされているが、会計参与を設置するのは主に中小企業と想定されていることもあり、その主な担い手は中小企業とつながりの深い税理士になるものと思われる。例えば、これまで計算書類の作成等に関与してきた税理士等を、会社法により裏打ちされた「会計参与」に選任するというケースなどが考えられる。

図表 会計監査人と会計参与の比較

	会計参与	会計監査人
設置	すべての会社で任意に設置できる	大会社：設置を強制 大会社以外：設置は任意
資格	公認会計士、監査法人 税理士、税理士法人	公認会計士、監査法人
職務	計算書類の作成、株主総会での説明、計算書類の保存・開示など	計算書類等(会計に関する部分)の監査等
会社の機関としての位置付け	会社の内部機関	会社の外部者
会社に対する責任	社外取締役と同様の規律を適用。責任の一部免除制度の適用についても社外取締役と同様	監査役と同様の規律を適用。責任の一部免除制度の適用については社外取締役と同様
株主代表訴訟の対象	対象となる	
登記	要(設置した旨、氏名又は名称を登記)	

(出所)大和総研制度調査部作成

Q - 3 . ここに来て、会計参与という制度が設けられることがなったのにはこういった背景があるのか？

中小企業の資金調達の円滑化を実現することが最終的な目的となる。中小企業では資金調達ニーズを有してはいても、金融機関の中小企業に対する融資姿勢が消極的であると指摘されている。こうした背景には、計算書類の監査を受けていない中小企業については財政状態等に関する情報が少ないことや、情報が存在したとしても信頼に足るものではないことが大きな理由の一つとされている。そこで、会社の計算書類の適正性・信頼性の向上を図り、中小企業の資金調達の円滑化を実現しようというわけだ。

また、会計参与制度の創設は、会計士業界と税理士業界との職域争いに一応の終止符を打ったという意味あいも含まれている。会計分野への業務範囲の拡大を求める税理士業界と監査業務の独占を維持したい会計士業界では、1980年代にも、会計参与と同様の趣旨で「会計調査人」という制度

が検討されたことがあった。しかしこの時は、会計士業界と税理士業界との職域争いに焦点が移ったことから、その構想は消滅した。

その点、今回の会計参与制度では、両業界への配慮がなされている(会計参与(主に税理士を想定)には新たに計算書類の作成等を担わせ(監査の役割までは与えていない)、会計監査人(会計士)の任意設置の範囲を小会社にまで拡大している)こともあり、職域争いが大きく発展するには至らなかった。

Q - 4 . 会社や第三者に対し、会計参与はどの程度の責任を持つことになるのか？

会社法では、会計参与の会社及び第三者に対する責任については、社外取締役と同様の規律とするものとしている。つまり、会計参与がその任務を怠ったときには、会社に対して損害賠償責任を負い、また、職務を行うにあたって悪意又は重大な過失があった場合には第三者に生じた損害に対し賠償責任を負うこととなる。会社に対する責任については、株主代表訴訟の対象にもなる。

ただし、会計参与の会社に対する賠償責任額は、定款の定めにより、会社と会計参与との間での契約で、「あらかじめ会社が定めた額」と「報酬等の2年分」とのいずれが高い額とすることができるといった責任限定規定も設けられている。